解散公告（第一回）

当組合は、平成二十六年一月十七日付栃木県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十四日

栃木県小山市城山町二丁目九番一七号
城山町三丁目第一地区市街地再開発組合
代表清算人　岸　保夫

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十五年十二月二十日群馬県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十四日

群馬県利根郡昭和村大字糸井三八八番地
清算法人赤城原土地改良区
代表清算人　堤　盛吉

解散公告（第一回）

当土地改良区は、平成二十五年七月二十八日開催の臨時総会の決議により、平成二十五年十一月十一日付けにて千葉県知事の認可を受け解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十四日

千葉県館山市沼一二一一番地の一
館山市沼土地改良区
代表清算人　川名　桂

解散公告（第一回）

当財団は、平成二十五年十二月一日存続期間の満了により解散したので、当財団に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十四日

東京都調布市調布ヶ丘三丁目六番地三
財団法人東洋医学国際研究財団
代表清算人　本間　徹

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十一月三十日社員の欠乏により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十四日

東京都江戸川区船堀三丁目一四番三号
医療法人社団島医院
清算人　島　博夫

解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為第三十条の規定による存続期間の満了により、平成二十五年十一月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十四日

奈良県宇陀市菟田野古市場一五九六番地の二
財団法人宇陀市菟田野毛皮革産業振興公社
代表清算人　向本　力男

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十四日

島根県出雲市塩冶神前二丁目七番一〇号
社団法人島根地域医療支援機構
代表清算人　三島　眞治

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年十二月一日に解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十四日

香川県高松市屋島西町二四五三番地六
財団法人香川県高松市民間保育所共励会
代表清算人　三木　一平

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十二月一日移行期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十四日

愛媛県松山市北持田町愛媛県教育会館内
財団法人愛媛県教員組合厚生財団
代表清算人　新川　雄也

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月二十六日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十四日

茨城県水戸市南町二丁目四番五四号
社団法人青藍館
代表清算人　山﨑　文治

解散公告（第二回）

当法人は、寄付行為で定めた存続期間満了により、平成二十五年十一月二十九日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十四日

群馬県前橋市千代田町一丁目一二番四号
財団法人前橋市神明會館
代表清算人　福田　修輔

解散公告（第二回）

当組合は、総会の決議により福井県知事の認可を得て、平成二十五年十二月二十日解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十四日

福井県小浜市大谷第二四号二一番地
大谷生産森林組合
清算人　森　誠

解散公告（第二回）

焼津市高草土地改良区は、平成二十六年一月六日静岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十四日

静岡県焼津市中里四三九番地
清算法人高草土地改良区
代表清算人　浦田　櫻男

解散公告（第二回）

当法人は、寄付行為の存続期間の満了により平成二十五年十二月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十四日

京都市下京区万寿寺通東中筋西入天使突抜二丁目三八一番地
財団法人京都府交通災害遺族会
代表清算人　赤井キミ子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年五月十八日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年一月二十四日

島根県松江市鹿島町上講武三六三番地
協会講社
代表清算人　石橋　一久

第51期決算公告　平成26年1月24日

名古屋市中区栄3丁目14番11号
一柳商事株式会社
代表取締役社長　一柳　鏘

貸借対照表の要旨（平成25年8月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	278,177
	固定資産	1,429,776
	繰延資産	5,700
	合計	1,713,653
負純資産の債及び部	流動負債	82,976
	固定負債	10,000
	株主資本	1,620,677
	資本金	20,000
	剰余金	1,600,677
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	1,595,677
	(うち当期純利益)	(13,296)
	合計	1,713,653